

投資型ユニバーサル保険  
プライムライフ PrimeLife

自由定期付積立型新変額保険

商品の特徴

ご契約者にお支払いいただいた保険料は、国内外の株式および債券等を主要投資対象とする特別勘定で運用します。特別勘定の運用実績に応じて、積立金額、死亡・高度障害保険金額、満期払戻金額、解約払戻金額等が増減(変動)します。

保険料は、毎月お支払いいただく方法(月払)の他に、年払または半年払をご選択いただくことも可能です。

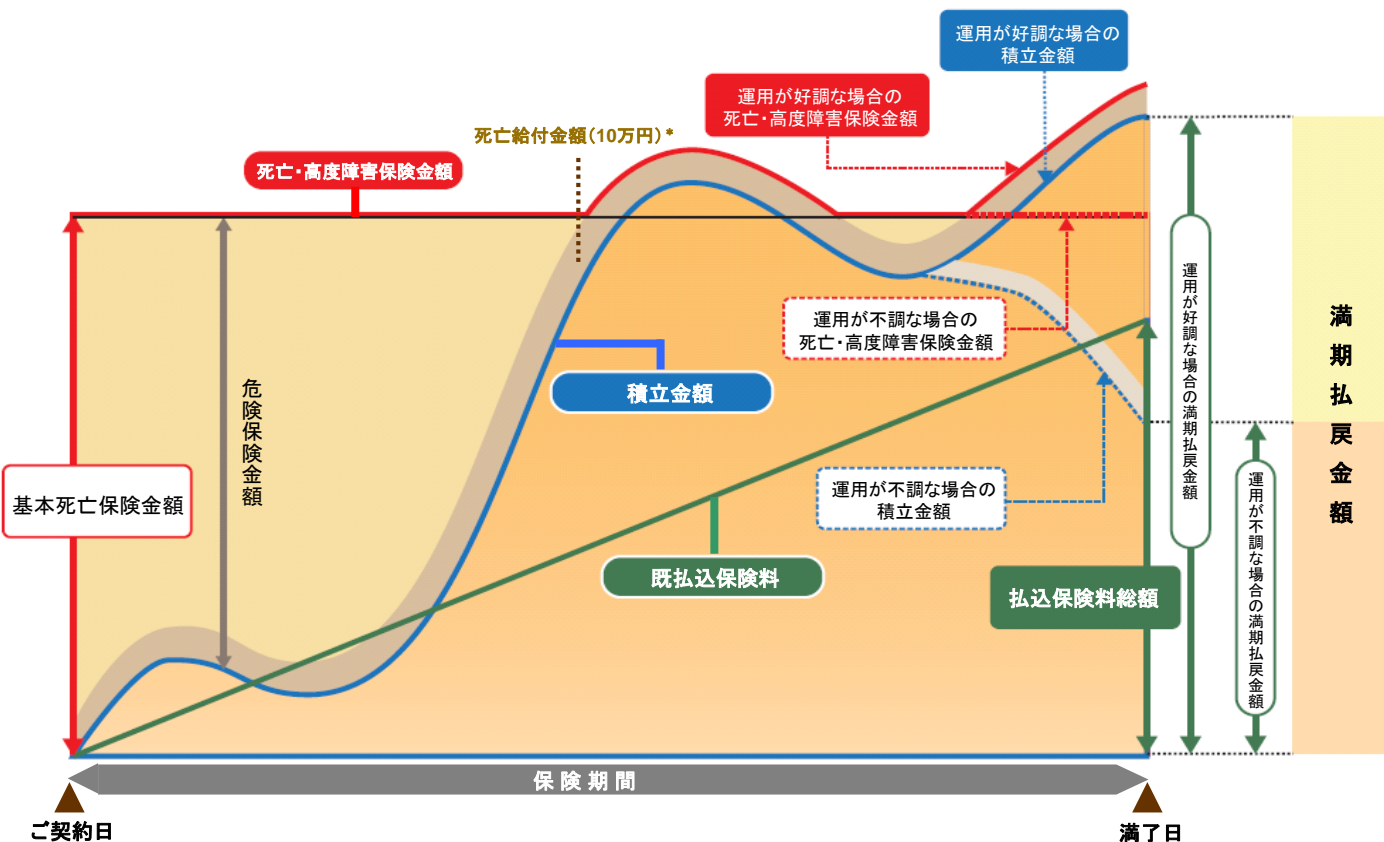
ご契約者にお支払いいただいた保険料は、ご契約者が指定した繰入割合で各特別勘定に繰り入れられます。この繰入割合は保険期間中に変更することができます。

運用対象は、複数の特別勘定からご選択いただけます。ひとつの特別勘定で運用することも、複数の特別勘定を組み合わせることもできます。また、保険期間中に、運用対象である特別勘定の種類や割合を変更(スイッチング)することができます。

保険期間中、基本死亡保険金額の増額・減額、積立金の一部引出や追加保険料の払込み、毎月の保険料の払込停止・再開など、ライフステージの変化に合わせて契約内容を変更できます。

⚠ 契約内容の変更には、それぞれ所定の取扱い条件があります。

商品のしくみ



\*「積立金額に死亡給付金額を加算した額」が基本死亡保険金額を上回った場合は、「積立金額に死亡給付金額を加算した額」を死亡・高度障害保険金としてお支払いします。  
 ※当図はイメージ図であり、将来の積立金額、死亡保険金額、満期払戻金額を保証するものではありません。  
 ※実際の積立金額、死亡保険金額、満期払戻金額は特別勘定の運用実績により変動(増減)します。  
 ※当図は運用期間中に解約、積立金の一部引出等がなかった場合のもので。

## 投資リスクについて

この商品は、将来受け取る死亡保険金額、満期払戻金額、解約払戻金額等が特別勘定の運用実績に基づいて増減するしくみの生命保険です。特別勘定は投資信託を通じて国内外の株式・債券等に投資されますので、この商品には価格変動リスク・為替変動リスク・信用リスク・金利変動リスク等の投資リスクがあります。そのため、株価や債券価格の下落・為替の変動等により、満期払戻金、解約払戻金等のお受け取り金額が、お支払いいただいた保険料の合計額を下回る可能性があります。

## 特別勘定について

この商品には、複数の特別勘定が設定されています。

各特別勘定の種類、評価方法、運用方針など、資産運用に関する事項については「特別勘定のしおり」や「特別勘定レポート」をご参照ください。

## 保険金のお支払いについて

保険金の名称	お支払事由	お支払金額	受取人
死亡保険金	被保険者が保険期間中にお亡くなりになったとき	被保険者がお亡くなりになった日の「基本死亡保険金額」と「特別勘定の積立金額に死亡給付金額を加算した額」のいずれか大きい額	死亡保険金受取人
高度障害保険金	被保険者が責任開始時以後に生じた傷害または疾病を原因として保険期間中に所定の高度障害状態に該当したとき	被保険者がお支払事由に該当した日の「基本死亡保険金額」と「特別勘定の積立金額に死亡給付金額を加算した額」のいずれか大きい額	被保険者
満期払戻金	被保険者が保険期間満了時に生存しているとき	保険期間満了時の特別勘定の積立金額	満期払戻金受取人

## 保険金をお支払できない場合について

責任開始時の属する日から被保険者が2年以内に自殺した場合や、ご契約者または死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させたときなどは、死亡保険金のお支払いができません。

## 危険保険料免除について

●被保険者が、責任開始期以後に発生した不慮の事故を直接の原因として、その事故の日から180日以内に所定の障害状態に該当したときは、障害状態に該当した日の翌月以降、危険保険料を積立金から控除しません。



危険保険料の免除事由に該当した場合、積立金から毎月控除される危険保険料は控除されなくなりますが、保険料の払込は免除されません。また、基本死亡保険金額の増減、保険期間・保険料払込期間の変更、保険種類の変更は取扱いません。

解約払戻金について

解約払戻金額は当社が解約にかかわる必要書類を不備なく受け付けた日(解約日)の積立金額となります。ただし、ご契約日から下表の期間内に解約をされた場合、経過年数に応じた解約控除が差し引かれた金額が解約払戻金額となります。解約払戻金額には最低保証はありませんので、特別勘定の運用実績によっては払込保険料総額を下回ることがあります。解約控除には、「積立金に対する解約控除率によって算出される解約控除費用」と「危険保険金に対する解約控除率によって算出される解約控除費用」があります。

経過年数	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年
積立金に対する解約控除率	10%	9%	8%	7%	6%	5%	4%	3%	2%	1%
危険保険金に対する解約控除率	1%	0.9%	0.8%	0.7%	0.6%	0.5%	0.4%	0.3%	0.2%	0.1%

経過年数「1年」は契約日から1年後の契約応当日の前日までの期間をさします。契約日が4月1日の場合、契約日から翌年の3月31日までが経過年数「1年」に該当し、契約日の翌年の4月1日は経過年数「2年」に該当します。

- 「解約時の積立金額の10%」に対しては解約控除が免除となり「積立金に対する解約控除率によって算出される解約控除費用」は控除されません(「危険保険金に対する解約控除率によって算出される解約控除費用」は免除されません)。

$$\text{解約控除免除金額} = (\text{積立金額} \times 10\%) - \text{すでに利用した解約控除免除金額}$$

※上記の計算式により、算出した数値がマイナスとなった場合には、解約控除免除金額は0となります。

諸費用について (この保険では以下の諸費用の合計額をご負担いただきます。)

- 保険期間中に必ずご負担いただく費用

項目	費用	備考
保険契約管理費	特別勘定の純資産総額に対して 年率 <b>1.3%</b>	特別勘定の純資産総額に対して年率1.3%/365日を毎日控除します。
資産運用関係費用*1 (資産運用管理費)	各特別勘定の投資対象となる 投資信託の純資産総額に対して 上限年率 <b>1.10%</b> (税抜1.00%)程度 (各特別勘定により異なります)	各特別勘定の投資対象となる投資信託の純資産総額に対して特別勘定ごとに設定された年率/365日を乗じた金額を毎日控除します。
危険保険料	月単位の契約応当日の前日の危険保険金額*2 に危険保険料率を乗じた額	積立金から、月単位の契約応当日の前日末に控除します。
死亡保障関係費	月単位の契約応当日の前日の危険保険金額*2 に対して <b>0.01%</b> /月	積立金から、月単位の契約応当日の前日末に控除します。

\*1 資産運用関係費用は、主に利用する投資信託の信託報酬率を記載しています。信託報酬の他、監査報酬、信託事務の諸費用、有価証券の売買委託手数料および消費税等の税金等がかかりますが、費用の発生前に金額や計算方法を確定することが困難なため表示することができません。また、これらの費用は投資信託の純資産総額より差し引かれます。したがって、お客さまはこれらの費用を間接的に負担することになります。なお、資産運用関係費用は、運用手法の変更等により将来変更される可能性があります。

\*2 危険保険金額は、「基本死亡保険金額 - 積立金額」か「死亡給付金額(10万円)」のいずれか高い金額

- 特定の取引の場合にご負担いただく費用

項目	適用	費用	備考
保険契約関係費	月単位の契約応当日の前日末の積立金額が100万円未満の契約	毎月… <b>250円</b>	積立金から、月単位の契約応当日前日末に控除します。
積立金移転費用	1保険年度に12回を超える積立金の移転の際	1保険年度に12回までの移転…無料 1保険年度に12回を超える移転… 1回につき <b>1,000円</b>	積立金から、移転時に控除します。
契約者貸付利息	契約者貸付を受けたとき	貸付金額に対して…年率 <b>1.3%</b>	積立金から、月単位の契約応当日前日末に利息相当額を控除します。

解約控除費用については上記をご参照ください。

※危険保険料、死亡保障関係費、保険契約関係費については、保険金の支払いの際に、保険金支払事由が発生した日の属する月分の各費用を差し引きます。また、解約払戻金の支払いの際に、解約日の属する月分の各費用を差し引きます。

付加できる特約について

この保険は次の特約が付加できます。

年金支払特約	死亡保険金・満期払戻金について、一括でのお支払いに代えて年金でお支払いする特約です。
指定代理請求特約	被保険者が受取人となる保険金等について、受取人が請求できない所定の事情がある場合に、あらかじめ指定された指定代理請求人が受取人の代理人として保険金等を請求することができます。

主な送付書類と送付時期


- 「ご契約状況のお知らせ」……………年4回、1・4・7・10月に郵送いたします。  
※1月1日、4月1日、10月1日時点の情報についてはハガキ、  
7月1日時点の情報については、封書でお届けいたします。
- 「特別勘定の現況」……………年1回、7月の「ご契約状況のお知らせ」と合わせて郵送いたします。

上記送付書類の種類および内容については将来変更される可能性がありますのでご了承ください。

ご契約者さま専用テレホンサービス

ご契約内容・各種手続きに関するお問い合わせは

ご契約者さま専用テレホンサービス

 0120-155-730

受付時間：月～金/9:00～17:00（祝日、12月31日～1月3日を除く）

お問い合わせの際は、証券番号が分かる「保険証券」等をあらかじめご用意のうえ、ご契約者さま本人よりお問い合わせください。

- この資料は、ご契約者さま向けに商品の概要をご説明したものです。
- 詳細につきましては、ご契約時にお渡ししております「ご契約のしおり・約款」「特別勘定のしおり」等にてご確認ください。

募集代理店

引受保険会社



東京海上日動あんしん生命